



1 緊急時

1-7 その他の緊急時(紛失など)

(1) パスポートを紛失したとき

パスポートを紛失したときは、すみやかに「遺失届出証明書」を近くの警察で発行してもらってください。その後、母国の在日大使館・領事館で再発行の手続きをとります。そのとき、遺失届に記載されている受理番号が必要になりますので、必ずメモをとるか、紛失届の控えをお持ちください。

(2) 外国人登録証明書を紛失したとき

外国人登録証明書は個人情報に記載されているので、悪用されるおそれがあります。なくした場合は、至急近くの警察署か交番に紛失したことを届け、紛失した日から14日以内に居住地の市区町村の役所で再発行の手続きを行ってください。

また、外国人登録証明書が割れたりした場合にも作り直すこととなります。その場合も、今まで使っていた外国人登録証明書を持参し、市区町村の役所で再発行の手続きを行ってください。(B [外国人登録](#)

[5-1 再交付申請](#) 参照)

(3) キャッシュカードなどを紛失したとき

キャッシュカードなどを紛失したときは、すみやかに「遺失届証明書」を近くの警察で発行してもらいましょう。また、すぐに銀行やクレジット会社まで連絡し、取り引きを中断してもらいましょう。

(4) 忘れ物、落し物をしたとき

近くの交番か警察署に行き、問い合わせてください。電車やバスの中で落し物や忘れ物をした場合は、直接駅員や乗務員、または運行会社まで問い合わせてください。

交番や警察署に届けられた落し物や忘れ物の情報は、各警察署ごとにまとめられ、落としした人が3か月以内に取りに来なかった場合は、届けた人のものになります。落し物をした場合は、なるべく早く、警察署や交番まで問い合わせてください。